

S&Uだより

safety & useful 発行 No343

2026年6月10日

(株) マルジン

福井 TEL 0778-27-7200 FAX0778-27-7201

名古屋 TEL 0586-81-1895 FAX0586-81-1896

新潟 TEL 0258-94-5772 FAX0258-94-5773

福島 TEL024-983-3970 FAX024-983-3971

関東方面では雹が降ったり 雨も多かったような5月 北陸地方は ほとんど雨が降らず 30℃超えの日もあって 作物の生育にとって 心配な季節となりました。東北や広島 福岡 津と 各地で山火事が発生し鎮火がなかなか難しく 被災された地域の方々には 心労の絶えない事だったと思います。

6月はいかがでしょうか？昨年同様「短い梅雨」となり 火事も含め水不足が心配される夏となるのでしょうか？

気象庁が5月発表した最新の3か月予報によりますと、「6月から8月の気温は全国的に平年より高い予想です。6月から湿度と気温が高いため、熱中症に警戒してください。また、夏本番になると40℃以上の「酷暑日」がのべ7～14地点で予想され、今年も最大級の熱中症対策が必要となりそうです」とのことです。

気象庁は、今年夏までにエルニーニョ現象が発生する可能性が高く、90%と予想しています。

太平洋赤道域で、貿易風と呼ばれる東風が何らかの原因で弱まると、西側の暖かい海水が東側へ広がります。また、東側にわき上がる冷たい海水の勢いが弱まり、南米沖の海面水温が通常より高くなります。このように、太平洋赤道域の日付変更線付近から南米沿岸にかけて、海面水温が平年より高くなり、その状態が1年程度続く現象を「エルニーニョ現象」と呼びます。「エルニーニョ現象」発生時、日本は冷夏になりやすいと言われていますが、今年の夏の気温は「平年より高い」予想です。エルニーニョ現象が発生しても、地球温暖化の影響等で大気全体の温度が高いことや、日本付近に暖かい空気が流れ込みやすいことの影響が大きいため、平年より高い気温が予想されています。

。今年から最高気温40℃以上の日は「酷暑日(こくしょび)」と呼ばれることになりました。(日本気象協会では、2022年から独自に「酷暑日」と命名し、天気解説等で用いてきました。)



日本気象協会が独自の予報モデルで解析した結果によると、2026年の酷暑日の地点数は、直近10年間の平均と同程度か、やや多くなる見込みです。全国の酷暑日地点数が年間で過去最高(のべ30地点)となった昨年2025年ほどの多さではないものの、全国ののべ7～14地点で40℃以上の「酷暑日」が観測される見通しです。近年の記録的な高温に次ぐレベルの暑さになる可能性があります。

特に東日本・西日本を中心に、今年の夏は早い時期から厳しい暑さとなる日も予想されており、天気予報やニュースの中で「酷暑日」という言葉が早くも使われる場面が出てくる可能性があります。

「酷暑日」という言葉を見聞きした際には、熱中症リスクが極めて高い状態となるおそれがあります。エアコンの適切な使用や外出予定の見直し、こまめな水分・塩分補給など、いつも以上に熱中症対策を意識するようにしてください。熱中症情報や熱中症警戒アラートなどの情報も、あわせて確認するようにしたほうが良いですね。

私ども建設業における 現場の暑さ・熱中症対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。空調服の着用や冷感インナーの活用、こまめな水分・塩分補給、さらにWBGT値(暑さ指数)の把握と休憩時間の確保を徹底している次第です。具体的な法的基準やガイドラインの詳細は、建設業労働災害防止協会(建災防)の熱中症予防対策ページで確認できます。また、国土交通省がとりまとめた建設工事における猛暑対策サポートパッケージでは、適正な工期設定や経費面での支援策が公開されています。長い暑い夏 なんとか乗り切っていきたいです。

マルジン 6月のカレンダー							<モノレールレンタル料(賃料)の一覧表>
日	月	火	水	木	金	土	「モノレールレンタル料(賃料)の一覧表」 本年1月に改訂されております。 ご入用の方は マルジン(0778-27-7200) まで ご連絡ください。
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30					

2026年6月第343回は～紙の手形・小切手は2026年度末まで～について

かつては広く利用された手形や小切手ですが、インターネットバンキングやクレジットカードの普及で決済の電子化が進む中、次のような課題が指摘されていました。

手形・小切手の課題

- 現金化できるまでの期間が長い
- 紛失や盗難、不渡りのリスクがある
- 事務手続きが煩雑で、記載ミスリスク有
- 印紙税、郵送料のコストがかかる

約束手形は、建設業界において資金調達や決済の手段として広く活用されてきましたが、支払サイトの長期化や中小企業への資金繰り圧迫といった問題を抱えていました。特に下請企業にとっては、工事代金を手形で受け取り、満期まで資金化できない状況が続くことが経営上の大きな負担となっていました。

こうした課題を背景に、政府は「手形の利用慣行を見直し、2026年をめどに建設業における手形支払を原則廃止する」という方針を打ち出しました。すでに国土交通省や金融庁を中心にガイドラインが整備され、ゼネコンを含む大手企業は下請企業との取引において手形を利用せず、振込や電子記録債権などの方法へ移行することが求められています。手形の廃止は一見すると資金繰りへの影響が懸念されますが、実際には以下のようなメリットがあります。

※資金決済の迅速化

手形の期日は通常3～6か月先であるのに対し、振込や電子債権を活用すれば即時または短期での資金決済が可能です。これにより下請け企業のキャッシュフロー改善につながります。

※業務効率化とコスト削減

手形発行に伴う印紙税や事務手続きが不要になり、経理部門の負担が軽減されます。電子化によりペーパーレス化も進み、業務効率が大幅に向上します。

※取引の透明性向上

電子的な決済手段では取引履歴が明確に記録されるため、ガバナンス強化やコンプライアンス遵守の観点からも有利です。監査対応の際にもスムーズな情報開示が可能になります。

※会計基準へのスムーズな適合

建設業界では「新リース会計基準」など、国際会計基準(IFRS)への対応が求められています。電子化された取引情報は会計システムと連携しやすく、基準適用に必要なデータ整備が進めやすくなります。

手形廃止に伴い、代替手段として注目されているのが電子記録債権(でんさい)です。でんさいとは、

金融機関のシステムを通じて発行される電子的な債権で、紙の手形に代わる新しい決済手段です。

電子記録債権(でんさい)とは

電子記録債権(でんさい)とは、2008年に施行された「電子記録債権法」に基づいて創設された、紙の手形や売掛債権に代わる電子的に記録・流通する新しい債権のことです。

金融機関が運営する「でんさいネット」という仕組みを通じて発行・管理され、インターネット上で債権の発生・譲渡・消滅が行えるため、従来の手形や請求書のように紙を使う必要がありません。

最大の特徴は、債権の権利関係がすべて電子的に記録され、金融機関を介して安全に管理される点です。これにより、紙の手形に伴う「不渡り」「紛失」「印紙税負担」などといったリスクやコストを削減できます。また、債権の一部だけを譲渡できるなど柔軟性が高く、資金調達の手段としても有効に活用できます。

建設業においては、元請から下請、さらにその先の下請へと資金が流れていく多層的な取引構造が存在します。でんさいを利用することで、こうした資金の流れを電子的に一元管理でき、キャッシュフローの安定化・決済の効率化・取引の透明性向上といったメリットが期待できます。

特定建設業者の支払義務(50日ルール):下請法(取適法)の60日よりさらに短い「50日」という期限が設定されています。もし、支払いの手段として60日を超える手形を渡してしまうと、建設業法違反となるリスクがあります。「支払いは早く、確実に」が、2026年現在の現場の鉄則です。運送業者さんへの「荷待ち」も法律違反になる?

新しく始まった「取適法」で、資材の運搬などを依頼している運送業者さんとのやり取りも注意が必要。現場で長時間待たせる(荷待ち)重い荷物の積み降ろし(荷役)急なルート変更を強いるなどの行為は、2026年からは直ちに「不当な経済上の利益の提供要請」として法律違反となる恐れがあります。マルジンも創業40年近くになりました。今までの事を振り返ると色々と思いがたることがございます。ただわが社はほんとうにお客様に恵まれてたくさんの方々のおかげにいただき今に至っております。現在の状況といたしましてはほとんどの取引先が長期の現場でも出来高にそってお振込み、一部「でんさい」をご利用いただいております。感謝を忘れることなくこれまで以上に協力会社として信頼ある良い仕事を提供できるよう努めたいと思っています。